



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. インフラDX(デジタル・トランスフォーメーション)推進の未来を担う人材を育成します。 ～「ICT計測講習」の受講生を募集～

関東地方整備局  
企画部

関東地方整備局は、ITC 土工の 3 次元データを取り扱える人材を育成するため、起工測量・3次元設計データ作成・出来形計測から専用ソフトによるデータ加工処理までの一連作業を施工者の内業として可能なよう専門技術者を招いて講習会を関東 DX・i-Construction 人材育成センターで行います。

#### 【募集概要】

- 募集対象：ICT 施工の 3 次元データに興味がある方
- 募集期間：令和 3 年 4 月 21 日～令和 3 年 5 月 21 日まで
- 講習概要：高性能パソコンと専用ソフトにより、3 次元起工測量・設計データを受講生一人ずつ操作、レーザースキャナ・自動追従式 TS による実技講習により技術を取得します。

○講習費用：無料

○開催概要：

日時：

- (1)令和 3 年 6 月 7 日(月)～8 日(火)20 名
- (2)令和 3 年 6 月 17 日(木)～18 日(金)20 名
- (3)令和 3 年 7 月 12 日(月)～13 日(火)20 名

場所：

千葉県松戸市五香西 6-12-1 関東技術事務所内  
関東 DX・i-Construction 人材育成センター

詳細は、本文資料(PDF)別添資料をご参照ください。

本講習会は、CPD/CPDS の認定プログラムを予定しています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000844.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000844.html)

### 2. 東京2020オリンピック・パラリンピックに備え、渇水への備えに万全を期すため、渇水対策協議会を開催

関東地方整備局  
河川部

東京 2020 オリンピック・パラリンピックが 2021 年夏に開催されます。

この度、東京 2020 オリンピック・パラリンピック渇水対策協議会(以下、「協議会」という。)の関係者と渇水対応行動計画の進捗状況等を共有し、渇水への備えに万全を期すため、第 5 回協議会を 4 月 12 日に開催し※、大会が今夏に延期されたことによる年次等の状況

変化を踏まえ、濁水対応行動計画を改定しました。

今後は、引き続き関係機関が連携・協力し、新たな項目も含め、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて濁水に備えた対応を実施していきます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000586.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000586.html)

### 3. 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における直轄工事等の調整に関する取り組み方針」を策定

関東地方整備局

関東地方整備局では、東京 2020 大会開催時における交通混雑の緩和に向けた交通需要マネジメント(TDM)について取り組みを実施。

このたび、オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の道路交通混雑の緩和に向けた直轄工事等の調整について、取り組み方針をとりまとめましたのでお知らせいたします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku\\_00000895.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000895.html)

### 4. 道路に関する新たな取り組みの現地実証実験(社会実験)の公募開始 ～今年度より新たに民間アイデアを募集～

関東地方整備局  
道路部

国土交通省道路局では、新たな施策の展開と円滑に事業を実施することを目的とする現地実証実験(社会実験)を、公募により平成 11 年度から実施しており、令和 3 年度の公募を開始します。

また、今年度より、民間企業が有するアイデア「シーズ」と地方公共団体等が抱える課題「ニーズ」をマッチングして、令和 4 年度以降の現地実証実験に活用できるよう、新たに民間企業等有するアイデアの公募を行います。

道路に関する新たな取り組みの現地実証実験の公募(関東地方整備局にて受け付け)

○募集内容：道路施策の導入に先立ち場所や期間を限定し、試行・評価する現地実証実験

○申請者：地方公共団体

※民間企業が現地実証実験を行いたい場合は、一緒に取り組む地方公共団体と協議会等を組織し、地方公共団体が申請することが可能です。

○提出先：関東地方整備局道路部道路計画第二課

なお、実験内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けています。

○受付期間：令和 3 年 4 月 7 日(水)～5 月 31 日(月)

○公募要領等：詳細は、本文資料(PDF)別添：公募要領(実証実験)を参照してください。

公募要領や【様式】公募申請書は以下のウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/road/demopro/index.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road\\_00000320.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000320.html)

## 5. 「災害時の基礎的事業継続力」新たに28社を認定 ～災害対応業務の円滑な実施に向けて～

関東地方整備局  
統括防災グループ  
港湾空港部

### 【令和2年度第4四半期の認定(新規28社、継続105社)】

国土交通省関東地方整備局は、令和2年度第4四半期に新規申請のあった28社と継続申請のあった105社について、「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」に基づき評価し、認定しました。(認定期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日)また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策により、継続申請が困難である旨申出のあった1社について、認定期間を3ヶ月延長する措置を行いました。

令和3年4月1日時点で、870社が認定を受けています。

### ■「災害時の基礎的事業継続力」認定について

本認定は、災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的に建設会社の事業継続計画を関東地方整備局が評価し「災害時の基礎的事業継続力」を認定しているものです。認定は本文資料(PDF)別紙の項目について評価を行い、適合した建設会社に対し、関東地方整備局が2年間の有効期限をもつ「災害時の基礎的事業継続力認定証」を交付します。

### ■今回認定証を交付した企業

本文資料(PDF)別添表参照

### ■認定期間を3ヶ月間延長した企業

本文資料(PDF)別添表参照

### ■今後の認定スケジュール

四半期毎に評価認定を行います。

今回は令和3年4月15日迄の申請会社を対象に評価し、令和3年7月に認定を行う予定としています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/bousai\\_00000019.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/bousai_00000019.html)

## 6. 令和3年度関東地方整備局関係予算の概要について

関東地方整備局

令和3年度国土交通省関係予算のうち、関東地方整備局関係の配分概要は別紙のとおりです。

※「当記者発表資料」及び「主要事業の概要」は、関東地方整備局ホームページでご覧

になれます。

【関東地方整備局の予算】 <http://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/index00000026.html>

※国土交通省（本省）の予算概要については、国土交通省ホームページをご覧ください。

【国土交通省の令和3年度予算】 [https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05\\_hy\\_002078.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_002078.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku\\_s\\_00000550.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_s_00000550.html)

## 7. 16の流域治水協議会等により13の『流域治水プロジェクト』を策定・公表します

関東地方整備局  
河川部

近年、全国各地で豪雨災害が激甚化・頻発化しており、流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業等のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策「流域治水」を推進していくことが必要です。

このため、関東地方整備局管内においては、河川管理者に加え、都県、市町村等の関係者が一堂に会する16の流域治水協議会等を立ち上げ、総勢500を超える関係者が協働して流域治水プロジェクトを作成して参りました。

本日、16の流域治水協議会において策定された、13の流域治水プロジェクトを公表します。（本文資料(PDF)別紙1）

なお、各流域治水プロジェクトの概要、流域治水協議会等毎の対策事例などは、各協議会のホームページに掲載していますので、ご覧ください。（本文資料(PDF)別紙2）

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000585.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000585.html)

## 8. “地域インフラ” サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局  
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

（現在、396話まで掲載中）

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 【地方自治体向け】不動産分野の面的データ(メッシュデータ等)構築に係るガイドラインを策定 ～空き家・空き地・公的不動産分野の対策を促進～

国土交通省は、「不動産市場動向等の面的データの地域における活用手法検討委員会」を設置し、地域が抱える政策課題に対応するため、官民が保有するデータの効果的な組み合わせ方法や有効な活用方法による面的データの構築について手助けとなるガイドラインを策定しました。

空き家、空き地問題等、地域が抱える政策課題への対応について検討し、また関係者間で認識を共有し、議論する上では、一定のエリアごとで可視化されたメッシュデータ等のマイクロデータ（面的データ）を活用することがEBPM※及びアカウンタビリティの観点からも有効です。

しかし、地方自治体をはじめとした地域において、面的データ等を構築するためのツールやその活用方法の普及は不十分な状況であり、この課題を解決する手助けとなるガイドラインを策定しました。

※EBPM(Evidence-Based Policy Making)：政策の企画を、その場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするをいう。

【地方自治体における不動産分野の面的データ構築に係るガイドライン掲載ウェブページ】

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_fr5\\_000001\\_00006.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_fr5_000001_00006.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo05\\_hh\\_000001\\_00028.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo05_hh_000001_00028.html)

### 2. 人流データを活用したモデル事業の公募を行います

国土交通省は、人の流れのデータ（以下、人流データ）の利活用促進を図るため、地方公共団体と民間事業者等が協働して人流データを取得・活用した地域課題解決を目指すモデル事業を公募します。

人流データは、人がいつどこに何人いるのかを示すデータであり、防災やまちづくり、観光などの様々な分野での利活用が期待されています。本事業では、地方公共団体と民間事業者等が一体となり、人流データの取得・分析・活用を通して地域の諸課題（例：災害時の避難経路の確保、まちなかの交通利便性の向上、観光地の混雑緩和）の解決に取り組むモデル事業を公募します。

#### 1. 対象事業

地域が抱える諸課題を解決するため、人流データの取得・分析を行い、その結果を活

用して具体的に課題解決の取組を行う活動

## 2. 応募主体

以下のいずれかとします。

- (1) 地方公共団体（市区町村）
- (2) 地方公共団体及び民間事業者等を構成員に含む協議会等の団体
- (3) 民間事業者等（地方公共団体と本事業に関して連携協定等を結んでいる者）

## 3. 公募受付期間

令和3年4月19日（月）～5月24日（月）15時まで

## 4. 支援内容

1. の活動を実施するのに必要な経費。事業実施主体1件あたり1,500万円（税込）を支援金額上限とし、申請に基づき予算の範囲内で決定

## 5. 採択対象者数

5～6団体程度

## 6. スケジュール

審査委員会による審議を経て、6月に選定・公表予定

## 7. 募集要領

添付資料参照

## 8. その他

問い合わせが多い事項についてはFAQとして本ページに掲載予定です。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo17\\_hh\\_000001\\_00010.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo17_hh_000001_00010.html)

### 3. 凍上災の災害復旧事業の採択要件を定めました ～今冬の異常低温による道路被害の復旧を支援～

今冬の異常な低温により、道路の路盤に霜柱が発生し地面が隆起するといった凍上現象により、道路舗装にひび割れが発生するなどの被害（凍上災）が発生しました。

- ・ 国土交通省では平成30年以来3年ぶりに、凍上災の災害復旧事業を採択するための要件等を定め、本日付けで地方公共団体向けに通知しました。
- ・ 今後、地方公共団体からの災害状況の報告、申請に基づき、災害査定を実施し、早期の復旧を支援してまいります。

※採択要件は、（参考資料）をご参照ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06\\_hh\\_000192.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000192.html)

### 4. ニューノーマルに対応した新たな都市政策はいかにあるべきか ～「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」中間とりまとめ～

国土交通省都市局では、令和2年10月～令和3年3月にかけて「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」（座長：出口 敦 東京大学大学院教授）を開催し、ニューノーマルに対応した都市政策のあり方について検討を行ってきました。このたび、検討結果を「中間とりまとめ」として公表します。

### 【中間とりまとめのポイント】

- 新型コロナ危機を契機として、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）。これに伴い、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。  
このような変化・多様化に対応するため、都市は、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していくことが必要。
- 目指すべきまちづくりの方向性は、
  - ・ 市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応えるべく、「人間中心・市民目線のまちづくりを深化」させること。
  - ・ ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施する 「機動的なまちづくりを実現」すること。
- このため、地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応じていくことが重要。  
(取組の方向性)
  - ・ 職住遊学の融合などのため、官民の既存ストック（都市アセット）を 「使う」「活かす」
  - ・ 公園などまちなかでの社会実験の実施など スピーディに「動く」
  - ・ 効果検証や新たなサービスの提供など デジタル技術・データを「使いこなす」

【参考】 中間とりまとめに関する資料は、下記 URL からご覧下さい。

[https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/toshi\\_daisei\\_tk\\_000062.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/toshi_daisei_tk_000062.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03\\_hh\\_000075.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000075.html)

## 5. PPP/PFI の推進に取り組む民間事業者と PPP 協定を締結します！ ～官民連携による PPP/PFI の推進～

令和 3 年度に国土交通省と PPP 協定を締結する民間事業者（「協定パートナー」）を選定しましたので、発表します。国土交通省は民間の PPP/PFI 推進に係る取組を後押しすることにより、地方公共団体における PPP/PFI の一層の推進を図っていきます。

### ■ PPP 協定について

平成 28 年度より民間事業者と「PPP 協定」を締結し、毎年度協定パートナーとなる民間事業者を選定しています。令和 3 年度の協定パートナーには、地方公共団体職員・地場企業向けのセミナーの開催、PPP/PFI 関連情報の提供、個別相談の実施、データベースの提供をしていただきます。

### ■ 協定パートナー（詳細は別紙参照）

セミナーパートナー	:	7 者
金融機関パートナー	:	14 者
個別相談パートナー	:	46 者
データベースパートナー	:	1 者

### ■ 国土交通省の支援



国土交通省は、協定パートナーの活動の広報や協定パートナーへの情報提供、協定パートナー主催セミナーへの職員派遣等を実施します。

■協定期間

2021年4月1日～2022年3月31日

■その他

各協定パートナーの取組は以下HPに順次掲載していきます。

URL：<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21\\_hh\\_000155.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000155.html)

## 6. 地方自治体に向けた維持管理への新技術導入の手引き（案）を作成しました～インフラ維持管理業務に新技術導入を検討している地方自治体職員の方々、ご一読ください～

国土交通省では、地方自治体における効率的かつ効果的なインフラメンテナンスの実現に向け、新技術の導入に関する課題の解決を目的に、有識者からなる推進委員会を平成31年2月8日に設置し、検討を行っております。

令和3年3月24日(水)に第5回インフラメンテナンス新技術・体制等導入推進委員会を開催し、この度「インフラ維持管理における新技術導入の手引き（案）Ver0.1」を作成しました。インフラ維持管理業務に新技術導入を検討している、あるいは少しでも検討してみたいという地方自治体職員の方々におかれましては、ぜひご一読ください。

地方自治体が管理する膨大なインフラ構造物の老朽化が進展しており、新技術の活用等により効率的・効果的なインフラの維持管理が求められています。しかしながら、地方自治体の技術職員の減少や技術力・情報不足により、新技術の活用が難しい場合があります。

そこで、インフラメンテナンス新技術・体制等導入推進委員会の成果として、地方自治体における新技術活用を促進するため、モデル自治体による新技術の現場試行や、有識者の助言等を踏まえ「インフラ維持管理における新技術導入の手引き（案）Ver0.1」を作成しました。

### <手引き（案）の要点>

- ・ 新技術に不慣れな自治体職員を対象に、新技術を導入するにあたり工夫・留意すべき事項をわかりやすい表現で記載
- ・ 進め方の参考になる自治体の検討事例や、参照先・相談窓口を掲載
- ・ 新技術導入のプロセスを5つのステップに整理（右図）
- ・ 各ステップにおいて着眼点、注意点など図や事例を交えて記載

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15\\_hh\\_000270.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000270.html)